

第 6 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年11月27日(月) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 4時 04分
開催場所	新里町隣保館(新里町保健文化センター 2階)
出席委員	21名 農業委員 1番 富田 正次郎 2番 杉戸 恵司 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 高沢 良満 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	10番 星野 昭彦 13番 矢内 鉄男 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一
議事参与	2名 次長 今泉 勝浩 係長 栗原 理笑子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 8件 第21号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第22号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について 委員会処分 1件 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 6件 日程第4 第24号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 1件 日程第5 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第6回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、11番中島委員及び12番渡辺委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の栗原係長を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第20号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号19番から24番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号25番、26番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人である所有者の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では賃貸借にて別法人がみょうがの栽培を行っております。

受付番号25番の申請時に確認をした直近の報告によりますと、群馬県の収穫量の平均は10aあたり555kgで、営農型の基準である平均単収の8割分

は、444kgとなります。11月時点の収量が350kgとなっており、太陽光発電設備の設置面積は1,093㎡あることから、350kgを10aあたりに換算すると319kgとなることから、平均単収の8割である444kgを下回っており、群馬県の平均単収の71.8%となっております。

また、受付番号26番の申請時に確認をした直近の報告によりますと、群馬県の収穫量の平均は10aあたり555kgで、営農型の基準である平均単収の8割分は、444kgとなります。11月時点の収量が630kgとなっており、太陽光発電設備の設置面積は1,562㎡あることから、630kgを10aあたりに換算すると403kgとなることから、平均単収の8割である444kgを下回っており、群馬県の平均単収の72.6%となっております。また、下回った理由は耕作者の一人が6月に脳梗塞にて入院、もう一人の耕作者がけがにより8月に入院してしまったことにより、耕作に手が回らなくなってしまったとのことです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件について11月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

5番農業委員 はい。

議長 はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員 5番山形でございます。11月24日に、5番大澤推進委員と事務局2名で現地調査に行っていました。報告をさせていただきます。まずは19番。ここは赤城山の国道353号線から入ったところなのですが、地図を見てもらうとわかるとおり、周囲が林牧場の豚舎となっております。申請地の手前まで林牧場の敷地となっているため、問題はないかと思えます。次に20番。場所は鶴ヶ谷の水田ですが、きれいに耕作されていましたので問題はないかと考えます。また新川の安養寺から北上したところにある水田ですが、ここもきれいに耕作されていましたので問題はないかと考えます。次に21番から24番については同じ場所になりますが、諏訪神社から北上した場所です。申請人が同じ方であり、21番については設定人の自宅の南に位置している場所なのですが、問題はないかと思えます。22番は21番の申請地の南側になります。23番は22番の南にあたります。24番は23番の隣に位置しております。被設定人が同じですので、問題はないかと思えます。次に25番。これは3年に一度の更新ということで、引き続き耕作者がみょうがを作ることになっておりますので、問題はないかと思えます。26番ですが、ここも耕作者がみょうがを作っているところで、3年に一度の更新ということですので、これからもみょうがを作っていくとのことですので問題はないかと思えます。みなさんのご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

4番農業委員
議長

はい。
はい。4番川口委員。

4番農業委員

4番川口でございます。受付番号21番から24番までの件なのですが、これは個々に見ると面積は少ないんですけどもおそらくこれは一体利用されるのではないかと思うんですが、大規模開発にかかるとかということはないですか。全体的に見ると9,867㎡になるんですけども。3,000㎡以上だとなくなかあるのでは。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

営農型太陽光発電ですと開発の対象にはなりません。以上です。

議長

はい。よろしいでしょうか。

4番農業委員

はい。それともう一つ。被設定人となっている会社の内容は分かりますか。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

被設定人となっている会社ですが、主たる業務が農業及び水耕栽培事業、農作物、水産物及び畜産物の生産、加工、販売及び輸出入、作物、水産物及び畜産物の貯蔵及び運搬、農作物、水産物及び畜産物を原材料とする商品の製造・販売、農作物、水産物及び畜産物の直売店、観光農園、貸し農園並びに農家レストランの経営、農業生産システムの開発、製造、仕入、販売及び輸出入となっております。こちらが農地所有適格法人になっておりまして、農作業の常時従事者が4名ということで、全員200日以上耕作日数となっております。以上です。

議長

はい。ほかに。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番推進委員丹羽です。受付番号25番なんですけれども、事由の所に賃貸借で提供中とありますが、この賃貸借というのは誰が耕作者に貸している形になる訳ですか。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

設定人と耕作者が契約を結んでいる形です。

8番推進委員

分かりました。

議長

はい。ほかに。

じゃあ少し僕のほうからよろしいでしょうか。受付番号22番と24番について、譲受人が売買するということなんですけれども、この場所が1種農地の感じがしまして、そのことで縛りがあるわけではないんですが、これだけの広

い面積をこの譲受人である法人が売買で取得するという事なんですけれども、4番川口委員から質問があったようにこの法人の業務内容というのは農地所有適格法人として耕作要件があるとは書いてあるけれども、農作業の常時従事者が4名ということなんですけれども、分かりやすく言えば資本金がどのくらいでどのくらい収益をあげている会社がこれだけの農地を買うということがちょっと心配なんですね。なぜかというとあまり資本力のない会社が広大な農地を買って農業経営が成り立つのかなという、われわれ農業従事者の立場から見るとそういう感覚になるんですけれども。いかがでしょうか。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

譲受人の会社ですが、履歴事項全部証明書によりますと資本金が20万円となっております。また佐野市から認定農業者の認定を受けております。以上です。

議長

われわれの感覚からすると資本金20万円の会社がこれだけの広い農地を買って、認定農業者の認定を受けているとは言っても買った農地を営農型太陽光発電事業として利用していくということで、従業員は佐野の方において、新里に事業所なりがあって商売をするということではないということに非常に不安を感じるんですけれども。

2番推進委員

営農型太陽光発電の売電価格っていくらなんですか。

議長

私も詳しくはないですが、聞くところによると12円とか17円とかだということみたいですが。

2番推進委員

太陽光発電施設の投資が何千万円単位ですよ。これだけの面積に投資をするということは危ない投資になるわけですよ。資本金20万円という会社でこの事業が成り立つのかどうかというのが私の危惧するところです。

議長

ほかにご意見はありますか。

一般的な農家の感覚でいけば、資本金20万円でこれだけの面積を買うだけだっただけから資金が出てくるのか分からないですね。

2番推進委員

投資に対して回収ができるんですかね。この後営農型太陽光発電事業を行うわけですよ。土地を買って、その後に太陽光発電施設を作るわけですよ。その後どうなるかということ考えるとこれは危ない投資ですよ。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

発電事業者は耕作者である農地所有適格法人ではなくて、東京都にある上場企業がやる予定となっております。

2番推進委員

その企業が行うということなんですね。

事務局

はい。

2番推進委員

それはどこに記載されているのですか。

事務局

今回申請されている売買や賃貸借契約が決定してから申請が上がってくるこ

とになります。太陽光発電の事業は東京の総合デベロッパーが行う予定です。今回は営農型太陽光発電の申請ではなく、農地の売買や賃貸借契約に関する申請となっております。

議長 農地を取得できるのは農地所有適格法人と言って、その会社の一年の売り上げの50パーセントと役員が常時農作業に従事しているということが条件であり、そこが満たされないと農地所有適格法人の認定が受けられず、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地を取得できないという決まりがあるんですね。

2番推進委員 東京の総合デベロッパーがバックアップしているということですか。

議長 今事務局からはそういった話でしたね。私はそこについては知らないのです。こういうときに委員のみなさんからいろいろ質問を出していただいて、すぐに結論が出ないようであるなら私たちも少し勉強する時間をいただければいいと思うんですけれども。ご意見があったらお願いします。

7番推進委員 はい。

議長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 もしこの案件を保留にした場合は、申請者が改めて考えて申請をしてくることもあるわけですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 今回の申請につきまして、書類上の内容は先ほども説明をしたとおり要件を満たしております。保留にするとか、許可を出すとかということは委員会の決定となりますのでいいんだと思いますけれども、決定内容に申請者が不服であった場合、最悪の場合裁判という形で争うようなことになってくるのではないかと思います。以上です。

7番推進委員 ちょっといいですか。

議長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 これは議論がかなり深刻になっているようですねけれども、資本金がどうのこうのという話があったと思うんですけれども、そのことについて事務局に書類は提出されていないのですか。

議長 農地所有適格法人の資本金については今20万円と話をしました。

7番推進委員 発電事業を行っている会社の。

議長 いや、それは別会社です。ただ、今回申請している農地所有適格法人と発電事業を行っている会社が関連会社であることは間違いありません。

7番推進委員 だけど発電事業を行っている会社の方の資本金はあるんじゃないですか。

議長 この案件について、発電事業を行っている会社と申請者の農地所有適格法人は別会社だということが基本的な考え方になりますね。

7番推進委員 発電事業を行っている会社の子会社であると。

議長 いや、別会社です。ここから先はまだよく調べないと、株主が誰なのか、ど

ういう構成になっているのかは分かりません。代表者と資本金が分かっているだけで、今質問をしたことで資本金も分かったということです。

7 番推進委員 3, 0 0 0 m²以上の広い農地ですけれども、これは問題ないのですか。
議 長 面積の広いか狭いかではなくて、申請者の農地所有適格法人について、県内に事業所のない、栃木にある会社がここの土地を買って営農するという事な
んですよね。

7 番推進委員 ちなみにこの農地所有適格法人は営農型太陽光の事業を一回もしていないの
ですか。

議 長 いくぶんかはやっていると思いますね。

7 番推進委員 やっているわけですよね。自分の地区の近隣で太陽光事業を行っているのも
この発電事業を行っている会社なんですけれども。

議 長 それは今回の申請地が一種農地であって、7 番高沢推進委員の地区が2種農
地であるから太陽光事業を行うことができるということです。一種農地は太陽
光事業ができないという基本があって、その中の例外規定で営農型太陽光がで
きるということになっています。それなのでここの場所については一般の太陽
光事業はできないということです。

7 番推進委員 だけど上がってきた申請を厳密にいうと却下できないんですよ。

議 長 農業委員のみなさんがそれなりの覚悟を持って決定をするのであればいいん
だと思いますよ。そのための権限はあると思いますよ。

7 番推進委員 このような申請が上がってくるということは事務局は一体何をやっているん
ですか。

議 長 事務局が上げてきたものを審議するのがここの委員会です。

7 番推進委員 事務局が審査をして基準を満たしていないものについてはここに上げてこ
ないわけですよ。

議 長 だから一般論でいえば最低限のところはクリアしていれば事務局としてはい
いということになります。

7 番推進委員 じゃあそれでいいんじゃないですか。

議 長 みなさんがどういう意見を持つかということがあって、みなさんが事務局か
ら上がってきたものについては全て通さなければならないということもないん
です。そのための委員が審議をする場であるということが前提条件です。まず
はみなさんがどう考えるか意見を出してもらいたい。

2 番推進委員 受付番号24番の1, 033m²という面積について、現在売電価格が15円
だとすると、6万キロワットしか発電しないんですよ。そうすると年間90万
円ということで、20年稼働したとすると1,800万円ですよね。今の太陽
光発電の設置費用で考えると20年稼働したときの売電収入と同じくらいの金
額がかかると思うんですよ。だとしたら収益がそれほど見込めない中で何でこ
の事業を行おうとしているのか私は疑問ですね。今回の申請は営農型太陽光な
ので耕作を優先してやって、太陽光は多少稼げれば良いという考え方でやって

いるのかという問題があるんですけども、私としてはここまで投資をして会社がやることかという問題があると思うんですけどね。どうですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 太陽光発電事業に関する投資ということにつきましては、申請者側の計算があると思うので、こちらの方では申請に関してはそこまで求めておりませんので何とも言えないんですけども、憶測になります、会社ですので、赤字を前提に投資をすることは無いと思うのですが。

2番推進委員 それは分かっています。先ほどお話をしましたように、この土地も購入したり借りたりしなければならなくなると莫大な費用がかかるわけですよ。東京の上場企業がバックアップしているかどうかについて私は分からないんですけども、何らかの後ろ盾があるのであれば安心できますけれども、資本金20万というのは本当に会社を作っただけのような感じだと私は思っているんですよ。これだけの投資をするのに資本金が20万円ですよ。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 今回申請している農地所有適格法人は耕作を行う方なので、太陽光発電事業に関する投資は行いません。太陽光発電を設置するのはあくまで東京の上場企業となります。今回農地所有適格法人が耕作を行うことができるかできないかといった問題はあるかと思うんですが、こちらに提出をしてもらう書類としましては佐野市からも耕作を行っているとの書類はいただいておりますのでそれをもって信用できる会社であるという判断です。

2番推進委員 東京の上場企業は直接できないということはどういうことなんですか。

事務局 東京の上場企業については農地所有適格法人ではないので、このような申請となっております。

議長 こういった申請が出てくる中で、土地についての契約内容が売買のものもあれば賃貸借のものもあると。こういった場合賃貸借であればいいと私も思っています。

9番推進委員 はい。

議長 はい。9番中村推進委員。

9番推進委員 ちょっと個人的な話になるんですけども、受付番号22番の土地について、ここは新里で一番手広く耕作を行っている営農者が借りていまして、隣にある川沿いに生えている木がじゃまで朝日が入らないということなんですね。そこの木を営農者が自分で機械を借りてきてきれいにしたりはしていたんですけども、竹が生えてきてしまって結局土地がどんどん狭くなってきてしまったんですね。次に受付番号23番の設定人は自分の後輩なんですけれども、父親が亡くなって大工を始めて、申請地南に事業所を設置してやっているんですけども、受付番号23番の申請地と事業所がある土地の間の土地について、

ここは雑木林になっているんですね。大工なので自分のところで木が取ればいいと思っていたらしいのですが、設定人が大工を継いだときにこの木が邪魔だということになったんですね。設定人の話を聞くともともとは受付番号24番の譲渡人が最初に譲受人から話があったということで、次に受付番号23番の設定人本人に話があったそうです。私も今回の農地所有適格法人については懐疑的なんですけど、当事者たちからするとそれでももう面倒を見てくれるだけでいいという話なんですね。受付番号24番の譲渡人が今回の申請の話について受け入れたことで、隣の受付番号23番の設定人もいいという返事をしたようです。許可が下りていないわけですけども、実際にはもう現地に来て木を切っているらしいんですね。

それは私も現場を見ているから分かるんですけども、農地として管理してもらえるのはいいと思うんですよ。

そのことについて、当事者たちは感謝をしているとのことですよ。そのことについて農業委員会がどうこう言っているものかと思うわけですよ。ただ実際に計画通りに作物を作ってくれるかは分からないですけども。

議 長

先ほど私が話したように、賃貸借であるならばいいと思うんですけども、地元にはない企業が少ない資本金で始めたとすると一種農地を売買して取得してまでそこをすることがいいのかどうかみなさんに投げかけたつもりではいるんです。

9 番農業委員

ちょっといいですか。

議 長

はい。9 番坂本委員。

9 番農業委員

この申請者の農地所有適格法人の関連会社である太陽光発電事業者は自分の地区でも太陽光発電事業を行っているのだから分かるんですけど、この農地所有適格法人はこの他にどこにどのくらいの規模で耕作をしているのか分かるようでしたら教えてください。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

議案書にありますとおり277.60a耕作しております。内訳といたしますと、佐野市で35a、壬生町で51a、筑西市で190aとなっております。こちらについては耕作証明書が添付されております。以上です。

9 番農業委員

はい。

議 長

はい。9 番坂本委員。

9 番農業委員

実績については分かりましたが、会社が佐野で栃木県ですよ。信用問題とっては何ですが自分の地区でこの太陽光発電事業者が太陽光発電事業を行っていて、何らかの問題があったときに会社に問い合わせをしてもあまり対処してくれないんですね。太陽光発電事業についてもそのような感じなのに、今度農業を手掛けて、これだけの広さの農地を常時従事者が4人だけでできるのか心配を感じました。

現状すでに耕作を行っている土地の広さに対して、今回の申請地は相当面積が広いんですよ。

ましてブルーベリーは実がなってから収穫する手間がすごくかかるというのを聞いております。

収穫時期も短いし、本当であれば鳥対策にネット等をかけてやる必要があるところを太陽光下部で行うわけですよ。それなので私がここまで言うのも良くはないんですがちょっと疑問に感じますね。

農家として私は思うんですけども、ここ一か所であれば人員を確保して収穫することは不可能ではないと思いますね。ただここ以外にも他の場所があるということですし、一回に全部取れるということではなくて収穫できる時期が少しあってそれが断続的に続いていく感じで、一日二日で一度に全部収穫できるものではないから、そういうことを考えたときに疑問がありますね。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 農作業に従事する者については、繁忙期には現地で求人を行い雇用をすることでお話を伺っております。以上です。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 先ほどから第一種農地と言っているんですけども、ここを第一種農地と判定した基準を教えてください。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 一般的な話としまして、第一種農地は10ヘクタール以上の集団的な農地、または土地改良事業が入っている農地となります。以上です。

8番推進委員 ここは10ヘクタール以上ではないですよ。

事務局 ここは全体が広い農業地帯なので10ヘクタール以上はあります。基本的には一級河川があったり、普通の国道が横切っているというくらいでは農地は区切れないとされています。

8番推進委員 私は地形がよく分からないけれども、ここには道路がありますよね。道路や河川に挟まれていても一団の農地とみなすと思うのですが、この部分については縦に走っている道路と川に挟まっているところが10ヘクタールもあるんですか。

議長 この縦に走っている道路は農地を区切る基準にはならないと言っているんです。

8番推進委員 いや、そんなことはないでしょう。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 農地の種別の判断基準ですけども、もし道路で分断されるとすると、高速

道路ですとか片側2車線の道でないと農地を分断するとは認められないという話を県からいただいております。一般の市道ですと分断要件にはならないことを県からはっきりと言われておりますのでこのような判断をさせてもらっております。以上です。

7番推進委員 はい。

議 長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 7番推進委員高沢です。議案書の文面を見ると、太陽光下の農地の耕作は申請者の農地所有適格法人がやって、あとからそこに太陽光発電施設を作るのは関連会社である太陽光発電事業者がやるように見えるのですが。

議 長 そこは関連会社である太陽光発電事業者ではないということですね。今回の申請について心配をしているのは、営農型太陽光発電事業をする際に地主と耕作者と発電事業者が分かれるときだと思いませんか。地主が全部やる分にはいいと思うんですけども。

7番推進委員 これは売買だから農地所有適格法人が買い取るんだよね。買い取ってその会社が営農型太陽光発電をするということではないのですか。

議 長 ややこしいとは思いますが、今回申請している農地所有適格法人と関連会社である太陽光発電事業者は別物だと思ってください。あくまでここで審議をしていくのは農地所有適格法人のことということをお願いします。

7番推進委員 別々ね。

議 長 登記上調べていけば、役員が同じであつたり株主が重複していたりというようなことはあってもあくまで別会社だと思ってください。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 先ほどから話が出ていますように耕作ができるかの懸念というのはあると思います。発電事業を行っている会社というのは農地を取得できませんので、この後にこの申請地を売買することはできないと思います。この農地所有適格法人の役員の中にいる太陽光発電事業者の社長の名前が入っておりますので、別会社であつてもおそらく一つの会社として農業を行っていくために設立された法人であるのではないかと考えております。それなので今回投資をすると言われて東京の上場企業から太陽光発電事業者への転売はないと思います。

議 長 私たちが心配しているのは一種農地で同じ場所の申請で賃貸と売買の二つの申請があるところでどのように取り扱っていくかです。こういったいろいろな意見が出てくる中で自分たちが勉強不足なところもあり申し訳ないのは、一般的な農業法人で一般的な農作物を作っていくことであれば何ら問題はないわけだけど、これが買い取った後営農型太陽光をやるとのことなので、そこは懸念があるということなんです。みなさんも知ってのとおり、営農型太陽光の現地調査をやって作物の育成がちゃんとできていないといったところがたくさんあったということですよ。みなさんからいろいろな意見をもらう

のが良いと思うんですけれども。営農型太陽光下部の農地で作物を作るということで、県が言っている地域の平均単収の80%のところを満たしているところは市内にはなかなかないんだよね。問題を抱えてやっているということはみなさんの頭に入れておいてもらえればと思うんですよね。あとは私の知っている話だとある市では一種農地では営農型太陽光は遠慮してもらって二種農地なり三種農地なりでやってもらえないか申請者に話をするとところもあるそうですが、よく考えてみると二種農地なり三種農地なりで営農型太陽光をやる必要はないわけですよね。普通の太陽光発電ができますからね。だから基本的には一般の太陽光発電をさせない場所で太陽光発電をやりたいというところがあるんだということなんです。

9番農業委員 ちよっといいですか。

議 長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 もしこれがダメということになったとしたら、先ほど裁判がどうのこうのという話が出ましたよね。そうなるとそのことも覚悟していかないといけないということなんです。

事務局 はい。

議 長 はい。事務局。

事務局 もしこれが否決という判断であるとすれば、申請者と最悪の場合はなぜ許可ができないのかということで、申請者と論点をすり合わせていって、最終的には申請者側が訴えてきたときにはそういう形になるかと思えます。

議 長 大きい会社ですからね。そういうところの弁護士は専門家でしょうし、こちらは素人ですから、人数がいたってダメですけども、ただそういうことが起こりえることをこちらも心得ておかなければいけないでしょうね。

2番推進委員 はい。

議 長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 先ほど裁判の話が出ましたが、過去にそういった事例はございましたか。裁判事例というのは最終的には問題となりますよね。

事務局 否決の場合ですね。

議 長 そのところばかりを気にして話が曖昧になってしまうのではなくて、今回の話は売買もあれば賃貸もあると。それで委員のみなさんが営農の面で心配があるのだったら一旦は賃貸借でやってみて、何年かして耕作がしっかり行われていることが証明できた時点で改めて売買の申請をしてもらうのが一番いいと思うのですが。

2番推進委員 私も同じような内容で考えているのですけれども、あと先ほど話を聞いていた中で譲渡人が農地を管理していただいてありがたいと言っているというような話がありましたが、確かに農地として管理してもらえるのはありがたいと思うんですよね。所有者が農地を管理しきれないという面もあると思いますので、譲渡人の状況も考慮に入れたほうがいいと思うんですけれども。

7番推進委員 ちよつといいですか。

議 長 はい。7番高沢推進委員。

7番推進委員 太陽光発電のことなんですけれども、これは今質問の中で出てきたことで、今出ている案件に対して申請上の不備があるようには思えないんですけれども。そこで何か不足があればあとは事務局に確認してもらおうと。そんなことで私はもう議論することはないと思いますよ。

議 長 基本的に法律上は今7番高沢推進委員が言われたように何ら問題がないので事務局は上げてきたけれども、われわれとするとそのへんは少し様子が見たいというのがあったのでみなさんに意見を聞いているのであって、みなさんの意見がどちらに採決をしたらよいかという話はまた後でやります。この案件の話は以上にしまして、他の案件についてみなさんご意見はどうでしょうか。普通に何もなければ3年間の更新を認めるとなりますし、作物ができていなくて少し問題があるということであればそこは考慮しなければならないと思いますが。

12番農業委員 いいですか。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 今回の更新の申請について、入院をしたとか病気をしたとかで耕作ができなくなったという話でしたが、これで来年は元に戻って元気になって耕作がしつかりとできるかできないかということは分からないですよ。そうすると同じようにある程度年になると一旦体調を崩すと元にはなかなか戻らないと思うんですよ。それに対してまた3年間許可をしてもよいのかというのはありますね。

議 長 はい。ほかに。

4番農業委員 はい。

議 長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 4番川口です。みょうがなんですけれども、今年営農型太陽光発電施設の現地調査を行って見させてもらったんですが、受付番号26番の場所につきましてはこの申請者が耕作している中ではいい方かなと思います。ただ受付番号25番の場所につきましては耕作をしている形跡はあるんですけれども、ほとんどみょうがはなかったような感じでした。そこで売上を出すとなると、ちよつとみなさんに意見をいただければと思います。

9番農業委員 ちよつといいですか。

議 長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 議案書を見ますと、同じ方が栽培をされていますが、土壌の良し悪しの関係か何かで片方の耕作状況が良くて、もう片方耕作状況は悪いということですか。

議 長 現場は片方そこそこできているけれども、もう片方は本当に栽培状況が悪すぎるということで前々から問題になっているところですので耕作状況が悪いと

ころに関しては1年の更新期間として早く対策をしてもらうことをこちらから促すことが必要だということですね。同じ人でも場所によって作物に病気が入ってしまったたり、管理の仕方が悪かったりするということですね。前々からみょうがは病気が入りやすいという話も出ていて、病気が入っちゃうと何年かするとなかなかいい耕作ができないと言われていていますね。

2番農業委員

はい。

議長

はい。2番杉戸委員。

2番農業委員

みょうがのところは推進委員をやっていた新井さんがかなり正しい耕作を行っていて、みょうがにもきちんと水が撒けるような設備を整えて営農型太陽光発電を行っているんですよ。でも今回の申請地についてはしていないですよ。なぜかというとその前の年は隣地に除草剤を撒かれてみょうがが枯れてしまったという話だったと思うんですけども、申請地の道から反対側のところに植林用の木が植えてあったんですよ。そこが除草剤を撒いた場所だということですね。それで隣の農地のみょうがが全部ダメになってしまったという、自分で努力をしないで人のせいにするんじゃ3年間はいらないんじゃないかと思います。受付番号26番については元々昔からいい農地だったんだと思うんですよ。だから来年以降はどうなるか分からないですよ。5番山形ちづ代委員が現地によく行って見ているから分かるかなと思うんですけども。ここは草もちゃんと周りに生えているんですよ。雑草をうまく刈っていれば肥沃な土壤なんじゃないかと思いますけど、受付番号25番については何も生えていない感じでしたね。

議長

それでは今話があったように、耕作をされていない部分についてはちゃんと耕作をされている部分と採決を取るときに分けて判断するという形をとらせてもらってもよろしいでしょうか。

それでは受付番号19番と受付番号20番について決議を取りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第19号議案、第20号議案は許可相当として承認されました。

次に受付番号21番から24番をみなさんにお諮りいたします。申請者の農地所有適格法人が耕作を行うということについて、賛成の方はいますか。いないということでもよろしいですね。そうすれば今度は保留にするか却下にするのかということで、保留がいいと思う方は。

(賛成者 挙手)

では全員保留ということで決議をいたしました。よろしくお願いいたします。
それから次は営農型太陽光発電施設の更新ということで、受付番号25番と26番の審議を分けます。まず受付番号25番について3年間の更新を認めるということに賛成の方は挙手をお願いします。

いないですね。それでは1年でよろしいと思う方挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

じゃあ2年という方は。

(賛成者 挙手)

更新期間が2年の方は4名、1年の方が5名ということで、多数の方で採決をさせていただいて、1年の更新ということで決定いたしました。

それから受付番号26番につきましては3年間でよろしいかみなさんにお諮りいたします。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

はい。賛成者多数で3年ということで承認されました。

続きまして、日程第3 第21号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番の立地基準につきましては、農振農用地区域内にある農地ではありますが、例外許可規程により、農地改良のためであり、一時転用であるため許可基準を満たしていると考えます。受付番号6番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われれますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件について11月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

5番農業委員 はい。

議 長 はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員 5番山形でございます。昨日、5番大澤推進委員と事務局2名、計4名で現地調査に行ってみりました。第21号議案の受付番号5番について説明させていただきます。現地は広大な場所で、周りは牧草畑になっておりました。申請地内は段差があるところで、これからならして平らになるように努力をすると思われまので問題ないと思います。受付番号5番は諏訪神社を北上したところにございまして、今の住まいの手前にある場所です。道路側に住宅を建てる予定だということで、問題ないと考えますのでご審議をよろしくお願いたします。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

11番農業委員 はい。

議 長 はい。11番中島委員。

11番農業委員 土地改良をするにあたって、申請が必要になるほどのものというのはかなり大規模なものになるのですか。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号5番の農地改良につきましては、北側の高いところの土を南側の低い土地に持って行って平らにするといった回答になります。以上です。

11番農業委員 転用期間3年間は耕作できない形になるわけですか。

事 務 局 そうです。

11番農業委員 分かりました。

議 長 はい。ほかに。

4番農業委員 はい。

議 長 はい。4番川口委員。

4番農業委員 ここの土地なんですけれども、農地改良をするのが養豚業者ということですよ。いずれは豚舎になるのではないかと思われるんですけれども、とりあえず3年間は何かを耕作することなんです。前にこの委員会でもこれまでにトウモロコシを作るとかいった話が出ていたと思うんですが、その後現地の確認はしていないのですがそういったことがありますのでもし情報があるのでしたら教えてもらいたいです。

議 長 はい。事務局。

事務局 想像はできる場所なんですけれども、とりあえず農地改良の場合他所から土を持ってきた場合には残土条例に該当するんですけれども、今回は高いところから低いところに土を持っていくだけという内容になります。農地改良をする場合には桐生市に要綱があつて、すぐに転用をするということではなくて、3年は耕作をしてもらうという約束がありますので、その後については制約がないので何とも言えません。以上です。

4番農業委員 はい。分かりました。

議長 あと私からなんですけれども、新しい農地を購入してから3年間は耕作をするというのが基本なんですけれども、購入してから3年を経ない場合にはどういう対応をするのか教えていただきたい。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 こちらの土地は令和3年6月22日に農業経営基盤強化促進法による売買で取得をしております。

議長 まだ3年経っていないですね。何がしたいのかというと、本来3年は耕作をするという中で、現状は耕作をされていないというところで、今度は農地改良を行い、また3年間は耕作ができないというのはいかがなものかということをおみなさんに問いかけをしたわけです。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 一時転用というのは3年なんですけれども、農地改良後に完了届が提出されますので、その時点から3年は耕作を行ってもらうという考え方です。

議長 はい。あと一つはこれだけ広いところを農地改良するのにどれだけの㎡数でどれだけの勾配を埋めると最終的にどんな形になるのかということが分からないんですけれども、北から南だけになるのか、西から東についてはどうなのかということが分かりませんか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 北側の高い土地から南側の土地へ土砂を移していくので、一番段差があるところは図面ですと真ん中の高さを基準として平らにしていくということです。

議長 私たちが心配をしているのは、自分で農地改良を行うということなんですけど、一番低いところに土が盛られることについて、法律に則った法面の角度で完成する予定の図面が提出されているのか質問をしたかったのです。そういうものがないとするのならしっかりと書類を提出してほしいという意向があるんですよ。みなさんはどう思いますか。

9番農業委員 はい。

議長 はい。9番坂本委員。

9番農業委員 大きな勾配があつたら、一段ではできないだろうと思います。そうすると半

年や1年ではかかるのではないかと思います。あと削ったところは農地にするのはきついです。それこそ上の表土でも取っておいて削った上で乗せて耕作をするのならいいですけども、ただ削ったままだと耕作はまともにできないだろうなと思いますね。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

土木工事になりますので、切土、盛土についてはきちんとした図面を求めて管理をしていきたいと思います。それと工法についても確認をさせていただきます。

議 長

耕作をしていくと考えているのならそのくらいの考えがないとうまくいかないのではないかと思います。

業者が責任をもってちゃんと表土をはがして、それなりに耕作に適した表土を何cm入れるということを示しているのならいいんですけども、自分で土木工事をするとなるとなかなか同じようにはできないような気がするんですよ。

9番農業委員

自分の所で今言ったことを全部経験しているから、そういったことが気になるんですよ。

議 長

はい。他にありますか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第21号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

賛成多数でございます。

よって、第21号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第22号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号4番の申請地につきまして、平成5年6月に農地法第5条の許可を受けまして、転用許可前の所有者から当初の転用計画者に売買で許可が行われておりますが、計画していた事業が中止となったことから、許可取り消しではなく、新たに申請者が太陽光発電施設用地として利用するため、計画変更申請が提出されたものでございます。

当初の計画では、当初計画者が石材加工場用地として利用する予定でしたが、当初計画者の都合により予定していた計画の実行が困難となってしまったということでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第23号議案受付番号35番で太陽光発電施設用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、先程の5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第22号議案では、平成5年6月に許可となっております、群馬県指令（中農）第121号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

では1つだけ。この案件の中で畑2,012㎡と同じ番地が今度は1,528㎡となっております、面積が違うのはどういうことか説明してください。

事務局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事務局

面積の違いにつきましては、錯誤と分筆により変更となりました。以上です。

議 長

はい。ほかにありますか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第22号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認するこ

とに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第22号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号34番、35番、38番、39番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号36番、37番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上34番から39番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について11月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

5番推進委員

はい。

議長

はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員

5番推進委員大澤でございます。11月24日山形ちづ代委員と事務局2名とで、現地調査をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。まず第23号議案の受付番号34番につきまして、国道353号線の赤城寺の南になります。申請を知らずに使っていたということですが、始末書を提出しているので問題はないかと思われます。次に35番。これは第22号議案の関連案件

であり、国道353号線から奥沢に入っていくところの途中にございます。申請が太陽光発電施設用地であり、特に問題はないかと思えます。次に36番、37番につきましては、営農型太陽光発電の申請であり、第20号議案の関連案件ですので説明は省かせていただきます。次に38番につきましては、龍真寺の裏側に位置しまして、建売分譲住宅用地ということですが、周囲は住宅が立ち並んでおりますので問題はないかと思われます。次に39番につきましては黒保根の一般県道梨木・上神梅線を梨木館方面に向かう途中にあります。太陽光発電施設用地ということで、周囲の農地に影響はなく、問題はないと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(なしの声)

これより、質疑に移ります。ご質問は、ございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第23号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第24号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容等を朗読)

以上、所有権移転総括表1番について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、この件につきましても、11月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

5番推進委員 はい。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番推進委員大澤でございます。第24号議案におきましては、黒保根の下田沢で、現状は花が植えてあり、耕作されておりましたので、問題はないかと思われまます。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
これより質疑に移ります。ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第24号議案「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による諮問について」、1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第24号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます

議長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第9号について申請がないということで、よろしいでしょうか。

続きまして、報告10号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については7件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第10号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後4時04分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 1 番

1 2 番
